

第9回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成27年3月30日(月) 午前10時00分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 13名

1 番 百 々 英 夫

2 番 小 田 原 憲 一

3 番 永 洞 忠 志

4 番 穴 吹 栄

5 番 白 川 俊 明

6 番 新 井 功 仁 恵

7 番 橋 場 和 幸

8 番 嵯 峨 弘 巳

9 番 松 家 忠 夫

10 番 白 川 英 之

11 番 谷 口 正 明

12 番 堀 金 澄 恵

13 番 梅 原 順 一

4. 出席職員 3名

事務局長 上 田 幸 作

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 山 正 教

5. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 7 議案第2号 農地法第6条の規定による農業生産法人の定期報告
について

日程第 8 議案第3号 別段面積（下限面積）の設定について

日程第 9 議案第4号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点
検・評価（案）について

日程第10 議案第5号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画
（案）について

日程第11 議案第6号 浜中町農地台帳点検等実施規程の制定について

日程第12 議案第7号 農業委員会職員の任免について

日程第13 発議案第1号 特別委員会の設置について

日程第14 次回総会日程（予定）について

事 務 局 長

第9回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員13名全員の出席であります。

よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

本日は第9回の総会ということで、全員の御出席をいただき大変ありがとうございます。

また、本日9時半から農政部会が開催されましたけれども、早朝からの開催で大変お疲れのところ、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

さて、3月中旬頃まで週末には吹雪になったり強風が吹いたり、牛舎の屋根がはがされるなどの被害があったと聞いておりますけれども、皆様方のところは大丈夫だったでしょうか。

26日には、北海道農業会議の第79回総会が札幌市で開催され、局長と私が出席してまいりました。皆様方にお配りをした資料にありますとおり、農業委員会組織・制度見直しの具体化に向けた提案決議と、TPP協定交渉及びFTA・EPAに関する要請決議の2点が全会一致で決議されました。今後においては、このような形で要請活動が進められていくようでございます。

また、本総会の議案の中で、発議案として白川農政部会長、小田原副部会長から議案が提案されておりますので、この点についてもよろしく御審議をいただきたいと思っております。

さて、皆様方にも御案内のとおり、町の人事異動に伴いまして、長年農地行政に携わっていただきました中山係長が本庁の方に戻られます。中山係長は農地行政全般を5年間にわたり務められました。色んな対応で農地問題を解決していただき、今年もまた一緒に活動できると思ってございましたけれども、大変残念ではありますが、新しい職場に行かれましても農業委員会で培った手腕を生かしていただきたいと思ひます。今後の御活躍に期待をしたいと思います。

今回が最後の総会になろうかと思ひますので、大変お世話になりましたことに対しお礼を申し上げ、開会にあたっての挨拶に代えさせていただきたいと思ひます。本日は大変御苦労さまです。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、3番永洞委員、4番穴吹委員を指名いたします。

	日程第４ 会期の決定を議題とします。 本総会の会期は、本日１日としたいと思います。これに御異議ございませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、本総会の会期は、本日１日と決定いたしました。
	日程第５ 会務報告をいたします。事務局より報告させます。
事 務 局 長	(会務報告あるも省略)
議 長	事務局より報告が終わりました。 ただ今の会務報告を含め、本日の議案関係以外で質問等があれば、これを受けます。
各 委 員	(なしの声)
議 長	ないようなので、これで、会務報告を終了します。
	日程第６ 議案第１号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長	議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農地法第３条第１項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。 本案は、賃貸借権及び使用貸借の設定に伴う７件の許可申請であります。整理番号１から５につきましては、茶内西１０線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏を貸主とする周辺農家との賃貸借契約であり、整理番号１の対象地は、茶内西１０線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を、茶内西８線〇〇〇番地、〇〇 〇氏に権利の設定をしようとするものであります。

次に、整理番号２の対象地は、茶内西１０線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡でございますが、この土地を、茶内西１０線〇〇〇番地、〇〇 〇氏に権利の設定をしようとするものであります。

次に、整理番号３の対象地は、茶内西１０線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡でございますが、この土地を、茶内西９線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に権利の設定をしようとするものであります。

次に、整理番号４の対象地は、茶内西１０線〇〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡でございますが、この土地を、茶内西９線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に権利の設定をしようとするものであります。

次に、整理番号５の対象地は、茶内西１４線〇〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡でございますが、この土地を、茶内西１３線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に権利の設定をしようとするものであります。

次に、整理番号６と７につきましては、使用貸借期間満了に伴う権利の再設定であります、

整理番号６の譲渡人は、姉別北〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、対象地は熊牛西２線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇〇万〇、〇〇〇㎡でございますが、この土地を、後継者である同住所の〇〇〇〇氏に権利の設定をしようとするものであります。

整理番号７の譲渡人は、熊牛東５線〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は浜中東４線〇〇〇番ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡でございますが、この土地を、後継者である同住所の〇〇〇〇〇氏に権利の設定をしようとするものであります。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農 地 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員より補足説明を受けます。

まず、整理番号１から５について、１０番白川英之委員、お願いします。

白 川 委 員

(補足説明あるも省略)

議 長

ありがとうございました。
次に、整理番号6について、11番谷口委員、お願いします。

谷 口 委 員

(補足説明あるも省略)

議 長

ありがとうございました。
次に、整理番号7について、1番百々委員、お願いします。

百 々 委 員

(補足説明あるも省略)

議 長

ありがとうございました。
それでは、これから、整理番号1と2の質疑を行います。
まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1と2を順に採決いたします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号２は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号３の質疑に入りますが、本案については、浜中町農業委員会会議規則第１０条の規定により、〇〇委員が議事参与の制限に該当しますので、退席願います。 （〇〇委員退席、退場） それでは、これから、整理番号３の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委 員	（質疑なしの声）
議	長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号３を採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委 員	（異議なしの声）
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号３は、原案のとおり可決されました。 （〇〇委員入室、着席） 次に、整理番号４から７まで順に質疑を行います。 まず、整理番号４について、質疑ありませんか。
各	委 員	（質疑なしの声）
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号５の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委 員	（質疑なしの声）
議	長	質疑なしと認めます。

		次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委 員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号7の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委 員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、整理番号4から7まで順に採決いたします。 お諮りします。 整理番号4は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号5を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号6を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号7を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 7 は、原案のとおり可決されました。 日程第 7 議案第 2 号 農地法第 6 条の規定による農業生産法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長	議案第 2 号 農地法第 6 条の規定による農業生産法人の定期報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農地法第 6 条第 1 項では、「農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作の事業に供している農業生産法人は、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされております。 農業委員会はその報告に基づき、農地法第 2 条第 3 項で定められている農業生産法人としての要件を確認し、総会で決定することとされております。 確認すべき要件としましては、1 点目の「形態要件」として、株式会社、有限会社、農事組合法人等のいずれかに該当しているか、2 点目の「事業要件」として、主たる事業が農業であるか、3 点目の「構成員要件」として、出資者である株主又は社員が、農地又は労働の提供者であるか、4 点目の「業務執行役員要件」として、役員の過半が年間 1 5 0 日以上事業に従事する構成員で、さらにその過半が、6 0 日以上農作業に従事しているか、となっております。 本案は 2 件の届出で、整理番号 1 は、霧多布西 4 条 1 丁目〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇、整理番号 2 は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇であります。いずれも別記様式「農業生産法人要件確認書」に記載のとおり、「形態要件」、「事業要件」、「構成員要件」、「業務執行役員要件」の全ての要件を満たしているものと思われますので、御確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。 以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。
農 地 係 長	(詳細説明あるも省略)
議 長	これから、議案第 2 号の質疑を整理番号順に行います。

		まず、整理番号 1 について、質疑ありませんか。
各	委 員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、整理番号 2 の質疑を行います。質疑ありませんか。
各	委 員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、議案第 2 号を整理番号順に採決いたします。 まず、整理番号 1 の採決を行います。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 1 は、原案のとおり可決されました。 次に、整理番号 2 を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、整理番号 2 は、原案のとおり可決されました。
		日程第 8 議案第 3 号 別段面積(下限面積)の設定についてを議題とします。 提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長		議案第 3 号 別段面積(下限面積)の設定について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農地法第 3 条第 2 項第 5 号では、「農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする者が、その取得後に耕作する農地及び採草放牧地の面積の合計は、北海道では 2 ヘクタール、都府県では 5 0 アールに達しない場合、これを許可してはなら

ない。」とされております。

これは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、効率的かつ安定的に農業経営が継続されないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとするものです。

平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できることとなりました。

また、平成22年12月22日付けで一部改正された「農業委員会の適正な事務実施について」では、農業委員会は、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっていることから、27年度の下限面積の設定について提案した次第でございます。

協議していただく内容としましては、1点目として、農地法施行規則第17条第1項に基づき「設定しようとする下限面積未満の農地を経営する者の数が、総数の百分の四十を下らないように算定しているか」、2点目として、同施行規則第17条第2項に基づき「設定区域内に耕作の目的に供されていない農地が該当する場合には、前項の規定にかかわらず、その区域内の農地の保有又は利用状況及び将来の見通しから見て、新規就農を促進するために適当と認められる面積としているか」、この2点について、協議をいただくものでございますが、本町には、2010年の農林業センサスにおいて、2ヘクタール以上の農地を経営する農家は9割を超えており、かつ農地法第30条に基づく利用状況調査の結果、町内に耕作放棄地は存在しないため、現行の別段面積（下限面積）2ヘクタールの変更は行わないということで、今年度の別段面積の設定をさせていただきたいと考えております。

以上、提案の理由及びその内容を御説明申し上げましたので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

（質疑なしの声）

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、採決いたします。
お諮りします。

	本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第３号は、原案のとおり可決されました。
	日程第９ 議案第４号 平成２６年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、日程第１０ 議案第５号 平成２７年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については、関連がありますので、一括して議題といたします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長	議案第４号 平成２６年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、議案第５号 平成２７年度の目標及びその達成に向けた活動計画の検討については、関連がございますので、一括して提案の理由を御説明申し上げます。 平成２１年１月２３日付け２０経営第５７９１号による「農業委員会の適正な事務実施について」では、「農業委員会は、活動の点検・評価とその達成に向けた活動計画の検討を毎年１月から２月にかけて行い、その検討結果を踏まえ３月末までにホームページ等に公表し、地域の農業者から意見聴取を行い、さらに意見・要望があった場合にはそれを補正の上、最終決定したものを市町村のホームページ等で公表する。」とされています。 この度の「平成２６年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成２７年度の目標及びその達成に向けた活動計画」は、本総会でその内容を審議していただいた後、今月末までにホームページ上で公表し、地域の農業者に対し意見・要望等の募集を行い、意見があった場合は、それを踏まえたものを最終的な案として調整し、再度総会に提案し決定していただくこととなっております。 以上、提案の理由を御説明申し上げましたが、詳細につきましては農政係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。
農 政 係 長	(詳細説明あるも省略)
議 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから、議案第４号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各	委	員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。	
各	委	員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第４号は、原案のとおり可決されました。 次に、議案第５号の質疑を行います。質疑ありませんか。 １０番白川英之委員。	
白川(英)委員	３ページの（２）活動計画案の欄ですが、農地利用アンケート調査の結果を基に利用集積に向けた掘り起こし活動を５月から８月に行うとなっておりますが、実際には年間の日常業務の中で行っておりますし、５月からだと遅いと思いますので、この部分はもう少し表現を変えたらいいと思いますがどうでしょうか。		
農政係長	重点的に活動を行うという意味合いもありこのような表現にしましたが、確かに通年この活動は行っておりますので、期間を限定せずに、年間を通じ活動を行うという表現に変更させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。		
議	長	他に質疑ありませんか。	
各	委	員	(質疑なしの声)
議	長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。	
各	委	員	(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 6 号 浜中町農地台帳点検等実施規程の制定についてを
議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第 6 号 浜中町農地台帳点検等実施規程の制定について、提案の理由及び
その内容を御説明申し上げます。

平成 2 6 年 4 月に施行された改正農地法により、これまで行ってきた農地の情
報等の提供に加え、農地台帳の作成と、台帳及び地図情報の公表が自治事務とし
て義務づけられたところではありますが、具体的な手続につきましては、地方自治
法、市町村条例等の定めに基づき市町村が決定していくこととなりました。

その際、農地制度における全国的な統一性を確保する観点から、全国農業会議
所では、参考となる指針を作成・指示するために農業委員会系統組織や農林水産
省との協議・検討を重ね、平成 2 6 年 1 0 月に農地台帳の公表事務におけるガイ
ドラインを取りまとめております。

ガイドラインの概要につきましては、①農地台帳及び地図の公表事項について、
②インターネット等による公表について、③農業委員会の窓口での書面の閲覧に
ついて、④手数料の徴収について、⑤農地中間管理機構への農地台帳情報の提供
について、⑥農地台帳の管理・公表等に関する実施規程について、⑦農業委員会
による窓口公表等についての補助金の活用について、それぞれ取扱方法が示され
ており、特に、⑥農地台帳の管理・公表等に関する実施規程については、市町村
の農業委員会において規程を整備し、管理・運用するよう通知があったところで
あります。

現在、全国農業会議所を中心に準備が進められている農地台帳の公表事務は、
本年 4 月 1 日よりスタートする見込みとなっておりますが、その開始にあわせた
準備作業として、本委員会においても別紙のとおり規程を制定しようとするもの
でございます。

以上、提案の理由その内容を御説明申し上げましたので、よろしく御審議くだ
さるようお願いいたします。

詳細については、引き続き私の方から御説明させていただきます。

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

		これから、議案第 6 号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員		(質疑なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員		(異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。 よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。
		日程第 1 2 議案第 7 号 浜中町農業委員会職員の任免についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。
事 務 局 長		議案第 7 号 農業委員会職員の任免について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。 農業委員会職員は、一般職たる地方公務員であり、農業委員会等に関する法律の規定を受けるほか、その身分取扱処遇等については地方公務員法の適用を受けるものとなっております。 本案は、農業委員会等に関する法律第 2 0 条第 3 項の規定に基づき、職員の任免を受けようとするものでありますが、町の人事異動に伴い、農地係長 中山正教の浜中町への出向と、町部局より横山弘昭を農業委員会職員として採用させる旨の申し出が、町長からありました。 また、この度採用する横山弘昭につきましては、現在、町の介護保険係長の職にありますが、農業委員会職員に任命の上、農地係長に発令しようとするものです。 町では、4 月 1 日付けをもって辞令交付をしようとしていることから、本委員会においても同日付けで申し出に沿った発令をしようとするものであります。 以上、提案の理由及び内容について御説明申し上げましたが、任免事項については事務局に朗読させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。
農 政 係 長		(任免事項朗読あるも省略)

議 長	事務局より提案理由の説明が終わりました。 これから、議案第 7 号の質疑を行います。質疑ありませんか。
各 委 員	(質疑なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。 次に、討論を省略し、採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。
日程第 1 3 発議案第 1 号 特別委員会の設置についてを議題とします。職員に発議案を朗読させます。	
農 政 係 長	(発議案朗読あるも省略)
議 長	本案について、提案理由の説明を求めます。 5 番白川俊明委員。
白川(俊)委員	発議案第 1 号 特別委員会の設置について、提案の理由を御説明いたします。 先ほどの会長挨拶の中で、このことについてお話がありましたけれども、私の方から提案の理由を申し述べさせていただきたいと思います。 現在、我が国の農業は、担い手の減少や高齢化に伴う後継者不在等から生産の減少に歯止めがかからず、依然として厳しい状況が続いているおります。このような中、農地中間管理機構による担い手への農地集積、日本型直接支払制度の法制化による農業の多面的機能の維持・発展の施策、六次産業化への推進、畜産クラスター制度による農家個々の生産コストの削減、施設整備、機械導入への支援の制度化など、農業政策の大きな見直しが図られております。 また、国会で議論が進められている農協、農業委員会の改革、先行き不透明が懸念されている T P P 交渉の進展など、我が国の農業政策は転換期に向けて激し

		く動き出そうとしております。 本町は、道内有数の酪農王国として、良質で安心・安全な生乳を生産し、食料供給基地としての重要な役割を担っておりますが、やはり農業従事者の高齢化、後継者不足による生産基盤の弱体化は免れず、専業農家の数は減少傾向にあります。 町は、農業者が夢と希望を持てる農業・農村づくりに向け、環境に配慮した生産基盤の整備や担い手の育成・確保など、足腰の強い農業の実現を目指し様々な施策を講じておりますが、本委員会としても地域に根ざした農政活動のさらなる強化・推進を図るため、この際、特別委員会を立ち上げ、浜中町農業の活性化に向けた取組について改めて議論し、理解を深めていってはどうかと考え、ここに提案した次第でございます。 なお、特別委員会の名称については「浜中町農業委員会農業・農村活性化特別委員会」とし、設置の目的については、ただいまの説明でも触れておりますとおり、「浜中町における農業・農村活性化に向けた農政活動の推進に資すること」を目的とし、調査期間については「本議案議決の日から調査事項の終了するまで、閉会中にこれを行う。」ものとしたいと考えております。 以上、本案について提案理由の御説明を申し上げましたので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。
議	長	ただいま白川農政部会長より、発議案の提案理由について説明をいただきました。 お諮りいたします。 本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。
各	委 員	(異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 したがって本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。 お諮りいたします。 本委員会に、「浜中町農業委員会農業・農村活性化特別委員会」を設置することとし、委員の定数については6人とし、所要の調査事項については、閉会中の継続審査とすることに決定したいと思います。これに御異議ございませんか。
各	委 員	(異議なしの声)

議

長

異議なしと認めます。

したがって本案は、6名の委員で構成する「浜中町農業委員会農業・農村活性化特別委員会」を設置することに決定いたしました。

さらに、お諮りいたします。

ただいま設置された特別委員会の委員につきましては、浜中町農業委員会内規第5条の規定により、議長において、2番小田原委員、4番穴吹委員、5番白川俊明委員、6番新井委員、10番白川英之委員、12番堀金委員を選任したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議

長

異議なしと認めます。

よって、ただいま選任いたしました6名の方を「浜中町農業委員会農業・農村活性化特別委員会」の委員に決定いたしました。

日程第14 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長

次回総会日程につきましては4月30日、木曜日、午前10時からを提案いたします。

議

長

事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、4月30日、木曜日、午前10時からということでよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議

長

異議がないようなので、次回総会日程については、4月30日、木曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第9回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

御苦労さまでした。

閉会時刻 午後0時10分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 梅 原 順 一

浜中町農業委員会

3番 永 洞 忠 士

浜中町農業委員会

4番 穴 吹 栄

農地法第3条調査書

調査日：平成27年3月20日

第9回浜中町農業委員会総会

議案第1号 整理番号1 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	白 川 委 員				
		判 断 の 理 由			該当
第2項第1号 (全部効率利用)		譲受人の経営農地は約〇〇.〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)		農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない
第2項第3号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第2項第4号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第2項第5号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第2項第6号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第2項第7号 (地域調和)		申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない

農地法第3条調査書

調査日：平成27年3月20日

第9回浜中町農業委員会総会

議案第1号 整理番号2 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	白 川 委 員				
		判 断 の 理 由			該当
第2項第1号 (全部効率利用)		譲受人の経営農地は約〇〇〇.〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)		農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない
第2項第3号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第2項第4号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第2項第5号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第2項第6号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第2項第7号 (地域調和)		申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない

農地法第3条調査書

調査日：平成27年3月20日

第9回浜中町農業委員会総会

議案第1号 整理番号3 （賃貸借）

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	白 川 委 員				
		判 断 の 理 由			該当
第2項第1号 (全部効率利用)		譲受人の経営農地は約〇〇.〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)		農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない
第2項第3号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第2項第4号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第2項第5号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第2項第6号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第2項第7号 (地域調和)		申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない

農地法第3条調査書

調査日：平成27年3月20日

第9回浜中町農業委員会総会

議案第1号 整理番号4 （賃貸借）

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	白 川 委 員				
		判 断 の 理 由			該当
第2項第1号 (全部効率利用)		譲受人の経営農地は約〇〇.〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)		農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない
第2項第3号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第2項第4号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第2項第5号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第2項第6号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第2項第7号 (地域調和)		申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない

農地法第3条調査書

調査日：平成27年3月20日

第9回浜中町農業委員会総会

議案第1号 整理番号5 （賃貸借）

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	白 川 委 員				
		判 断 の 理 由			該当
第2項第1号 (全部効率利用)		譲受人の経営農地は約〇〇.〇haあり、全て耕作の目的に供されている。保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)		農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない
第2項第3号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第2項第4号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第2項第5号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第2項第6号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第2項第7号 (地域調和)		申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない

農地法第 3 条調査書

調査日：平成 2 7 年 3 月 2 0 日

第 9 回浜中町農業委員会総会

議案第 1 号 整理番号 6 (使用貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○ ○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 中山正教
調査員	谷 口 委 員				
		判 断 の 理 由			該当
第 2 項第 1 号 (全部効率利用)		保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第 2 項第 2 号 (農業生産法人以外の法人)		農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない
第 2 項第 3 号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第 2 項第 4 号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第 2 項第 5 号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第 2 項第 6 号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第 2 項第 7 号 (地域調和)		申請地は、譲受人が従前より畑、採草地として利用しており、引続き利用計画していることと、申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員 1 名と事務局 1 名が現地状況等を確認した。			しない

農地法第3条調査書

調査日：平成27年 3月20日

第9回浜中町農業委員会総会

議案第1号 整理番号7 (使用貸借)

譲受人	〇〇 〇〇〇	譲渡人	〇 〇 〇 〇	作成者	農地係長 中山正教
調査員	百々委員				
		判断の理由			該当
第2項第1号 (全部効率利用)		保有している機械の能力、労働力等からみて、耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できる。			しない
第2項第2号 (農業生産法人以外の法人)		農業生産法人以外の法人ではないので該当はしない			しない
第2項第3号 (信託)		信託ではないので該当はしない			しない
第2項第4号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない
第2項第5号 (下限面積)		下限面積を超えている			しない
第2項第6号 (転貸禁止)		許可申請地に係る農地は譲渡人の所有地であり、転貸には該当しない。			しない
第2項第7号 (地域調和)		申請地は、譲受人が従前より畑、採草地として利用しており、引続き利用計画していることと、申請地は一団の農地であるため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については申請後、農業委員1名と事務局1名が現地状況等を確認した。			しない